

補正前クレームを審理対象とした拒絶審決の取消し ——知財高裁令和8年9月9日判決・令和8年（行ケ）第 10016号評釈

Executive Summary

本判決は、拒絶査定不服審判でされた補正後請求項を審理対象とすべきところ、審決が理由中で一貫して補正前文言を用い、明確性・実施可能要件・進歩性を判断したことを、結論に影響する手続上の瑕疵として取消した。核心は単なる誤記ではなく「審理対象の同一性」である。特許庁の第一次的・専門的判断を重視する審決取消訴訟の構造に整合する一方、旧文言の誤記がどの程度に達すれば取消事由となるかの限界は明示されていない。実務上は、最終クレーム版と審決理由との形式的・実質的照合が不可欠となる。

filecite\turn0file0

序文

本件は、発明の名称を「転がり軸受」とする特許出願（特願2020-186871）につき、拒絶査定不服審判で請求不成立とした審決を、**審決が審理判断すべき発明そのものを取り違えていたことを理由に取り消した知的財産高等裁判所第2部の判決**である。事件番号は令和8年（行ケ）第10016号、判決日は令和8年9月9日、裁判長は森富義明裁判官である。原告は株式会社空スペース、被告は特許庁長官であり、対象審決は不服2024-17594号である（判決1頁、12頁）。filecite\turn0file0

裁判所公表の判決要旨も、本件を「特許出願の拒絶査定不服審判請求に係る不成立審決に手続上の瑕疵が存在するとして審決を取り消した事例」と整理し、関連条文として特許法178条1項、181条1項を掲げる（判決要旨1頁）。filecite\turn0file1 特許法178条は審決等に対する訴えを規律し、181条1項は取消請求を理由ありと認める場合に裁判所が審決を取り消すことを定める。 1

本判決の重要性は、明確性・実施可能要件・進歩性という実体的特許要件について新規の一般法理を示した点ではない。むしろ、「**どのクレームを審理したのか**」という先行問題が、**審決の実体判断に先立つ構造的要件であることを明確にした点**にある。これは、審決取消訴訟において専門行政庁である特許庁の第一次判断をどこまで尊重すべきかという、メリヤス編機事件以来の古典的問題と接続する。 2

要旨

事案の要旨。原告は令和2年11月10日に本願を出願し、令和6年8月29日に拒絶査定を受け、同年11月2日に拒絶査定不服審判を請求した。その後、令和7年8月20日付け拒絶理由通知を受け、同年9月16日に意見書及び手続補正書を提出して請求項1を補正した。特許庁は令和8年1月5日に請求不成立の審決をし、同年2月5日にその謄本を送達した。原告は同年3月4日に取消訴訟を提起した（判決1～2頁）。filecite\turn0file0 特許法17条の2は一定の時期・条件下で特許請求の範囲等の補正を認め、拒絶査定不服審判段階における拒絶理由通知との関係も法定している。 3

補正の核心は、請求項1末尾の温度要件であった。補正前は「**前記軸受停止時に対する前記軸受動作時の……温度上昇値を……強度低下温度未満**」としていたのに対し、補正後は「**前記軸受動作時の……温度を……強度低下温度未満**」とされた。すなわち、比較対象は「停止時を基準にした温度上昇値」という相対量から、「動作時の温度」という絶対的な状態量へ変更されている（判決2～3頁）。filecite\turn0file0

ところが本件審決は、冒頭の「本願発明」の表示自体では補正後請求項を掲げながら、明確性及び進歩性についての具体的理由付けでは繰り返し補正前の「軸受停止時に対する……温度上昇値」という文言を用いた。知財高裁はこの点を、孤立した誤植ではなく、補正前請求項に係る発明を実際の審理対象としたものと認定した（判決9～11頁）。[filecite turn0file0](#)

裁判所は最終的に、

「一貫して本件補正による補正前の請求項1が記載され、本件補正による補正前の請求項1に係る発明を対象として審理判断がされている。」

と認定し（判決11頁）、さらに、補正後発明を対象として明確性、実施可能要件、進歩性等を審理すべきところ補正前発明について判断したことを「手続上の瑕疵」と評価した。その上で、「**審理判断の対象を異にする以上、これが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らか**」として審決を取り消した（判決11頁）。[filecite turn0file0](#)

本文

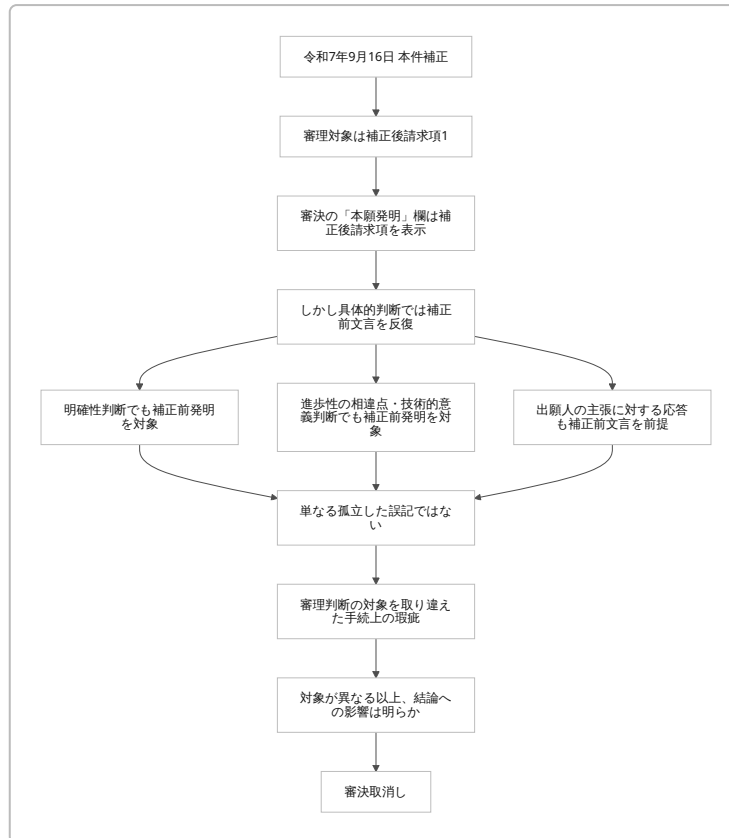
争点の整理。 本件で理論上区別すべき法的論点は、次の四点である。

- ・**審理対象の同一性**——有効にされた本件補正後の請求項1ではなく、補正前請求項を審理したと評価できるか。
- ・**誤記と手続的瑕疵との区別**——補正前文言の使用は単なる審決書上の転記ミスか、それとも実際の発明認定・法的評価の対象を取り違えたものか。
- ・**瑕疵の結果影響性**——対象発明を取り違えた場合でも、補正後発明について同じ結論になるなら審決を維持し得るか。
- ・**実体審理との関係**——裁判所自身が補正後発明について明確性、実施可能要件、進歩性を判断して審決を維持することが許されるか。[filecite turn0file0](#)

適用法条と法的構造。 本件審決が問題とした実体要件は、明確性（特許法36条6項2号）、実施可能要件（同条4項1号）、進歩性（29条2項）である。他方、本判決が直接処理したのはそれらの実体要件ではなく、審決取消訴訟としての適法性であり、その制度的基盤は178条・181条にある。特許庁の審査基準も、特許要件判断の前提として「まず発明の技術内容を把握して確定する」こと、すなわち本願発明の認定が必要であるとしている。⁴

この点からすれば、本件の瑕疵は通常の「進歩性判断の誤り」より一段前に位置する。**発明認定の対象となる法的テキスト自体を誤れば、その後のクレーム解釈、引用発明との一致点・相違点認定、記載要件判断は、正しい対象について行われた判断とはいえない。** JPO自身の審査基準が発明認定を特許要件判断の前提工程として置くことも整合的である。⁵

判旨の論理構造。 判決は、概ね次の順序で審決を検証している（判決9～11頁）。[filecite turn0file0](#)



ここで特に重要なのは、裁判所が「補正前文言が一か所残っていた」という形式的事実だけから取消しを導いていないことである。判決は、①明確性についての問題設定、②進歩性における相違点の認定、③温度要件の「技術的意義」の理解、④審判請求人の主張への応答という複数の実質的判断箇所が一貫して旧文言を使用していたことを列挙している（判決9～11頁）。[filecite turn0file0](#) この累積的事情が、「誤植」ではなく「対象発明の取り違い」と認定する決定的根拠である。

被告の無害な誤り論。 特許庁長官は、審決に補正前表現が残ったこと自体は認めながら、明確性については構成A（自律分散式転がり軸受）と構成B（温度要件）の関係が不明であるという問題は補正後も変わらず、進歩性についても中心は引用発明1に引用文献2の構成Aを適用できるかであるから、誤記は結論を左右しないと主張した（判決8～9頁）。[filecite turn0file0](#) これは実質的には、行政訴訟一般で問題となり得る「無害な瑕疵」の発想に近い。

しかし本判決はこの主張を採らなかった。その理由は、単に理由付けの一部を修正すれば済む場合と異なり、**審判合議体が判断した「発明」と、本来判断すべき「発明」とが異なるからである**。したがって、補正後クレームについて同じ拒絶結論を導けるかどうかを知財高裁が第一次的に判断すること自体が、審判手続を飛び越えることになる。この理解は、最高裁大法廷昭和51年3月10日・メリヤス編機事件が、専門的知識を有する特許庁による先行審理を審決取消訴訟の制度構造の基礎に置いたことと親和的である。²

補正前後の差異の実質性。 判決自身は補正内容が技術的にどの程度重要であるかを詳論していない。しかし、補正前は「停止時に対する動作時の温度上昇値」、補正後は「動作時の温度」であり、文言上の判定対象が異なる（判決2～3頁）。[filecite turn0file0](#) 特に進歩性について、審決は引用文献2の構成が摩擦を低減するため「温度上昇値についても本願発明と同様の作用を奏する」と推論していた（判決5頁）。[filecite turn0file0](#) しかし補正後請求項が要求するのは動作時の絶対温度が強度低下温度未満であることであり、その成立には摩擦熱低減だけでなく、運転条件、初期温度、材料特性等との関係が問題となり得る。したがって、少なくとも文言論上、旧クレームについての作用効果認定をそのまま新クレームに移植できるとは当然にはいえない。この点は、本判決の「結論への影響は明らか」とする判断を実質面からも補強する事情と評価できる。

証拠評価。本判決の特色は、技術的証拠の優劣ではなく、**手続記録内部の整合性を証拠として審理対象を認定した点**にある。本件補正書による請求項、審決中の「本願発明」の記載、明確性判断、進歩性判断、当事者の主張に対する応答を横断的に比較し、後三者が補正前文言に依拠していることから実際の審理対象を認定した（判決9～11頁）。したがって引用文献1・2の技術内容について裁判所自身が最終評価をする必要はなく、実施可能要件についても実体的当否には踏み込まなかった。この審理方法は、取消訴訟における裁判所と特許庁の役割分担という観点から節度あるものと評価できる。

先行判例・学説比較

本判決と全く同一の事実関係を扱う最高裁判例があるわけではない。しかし、①審決取消訴訟における特許庁の第一次判断の尊重、②クレームが変わった場合に裁判所が第一次的に特許性を判断できるか、③審判段階における手続保障、という三つの判例系列から位置付けることができる。

判例・学説	法理・立場	本判決との関係
最大判昭51・3・10・昭42（行ツ）28号「メリヤス編機」民集30巻2号79頁、判時806号13頁	審判で審理判断されなかった公知事実との対比による無効原因を、取消訴訟で新たに審決適法化・違法化の理由とすることを制限。専門庁の第一次的判断を経る制度構造を重視する。 ²	本件で裁判所が「正しい補正後発明について結局拒絶相当か」を自ら判断せず差し戻す理論的基礎と整合する。
最三判平11・3・9・平7（行ツ）204号「大径角形鋼管」民集53巻3号303頁	無効審決後に請求項減縮の訂正が確定した場合、訂正発明の特許性を裁判所が第一次的に審理せず、原則として審決を取り消して特許庁で改めて審理すべきとした。 ⁶	最も構造的に近い。 正しい審理対象について特許庁の第一次判断が存在しない以上、裁判所が結果の同一性を代替判断すべきでないとの方向を強く支持する。
知財高判令6・1・22・令5（行ケ）10024号「経皮的分析物センサ…」	拒絶査定不服審判における補正の適否を厳密に審査し、補正却下判断の誤りを理由として審決取消し。補正後発明を正確に確定することの重要性を示す。判例紹介は『特技懇』314号91～103頁。 ⁷	「補正をどう扱うか」は単なる文書管理ではなく、その後の本願発明認定そのものを規定するとの理解に連なる。
知財高判令8・7・8・令7（行ケ）10081号「二酸化炭素を電気化学還元する方法」	拒絶査定と審決とで「吸収剤」に相当する物質の認定を実質的に変更したのに、159条2項・50条による通知・意見書及び補正の機会を与えなかったことを手続違背とし、その性質上、審決結果に影響するとした。 ⁸	本件の約2か月前の知財高裁判決。審判段階で「何を理由・対象として拒絶するのか」を正確に特定し、出願人の手続保障を確保する傾向を示す。
君嶋祐子「特許無効とその手続（三）」法学研究69巻7号17頁以下（1996）	無効審判と審決取消訴訟との関係、審理範囲に関する判例・学説、判決効を体系的に検討する。 ⁹	本件を単なる審決書作成ミスではなく、審判と取消訴訟との機能分配という制度論から評価する際の基礎文献。

判例・学説	法理・立場	本判決との関係
森義之「審決取消訴訟の審理範囲〔メリヤス編機〕」『特許判例百選（第6版）』別冊ジュリスト 275号176頁（2026）	メリヤス編機事件を現行制度下の審決取消訴訟の審理範囲という観点から扱う最新の標準的判例評釈。 ¹⁰	本判決の背後にある「特許庁で審理されていない事項を裁判所が第一次的に処理しない」という制度的発想を理解する上で重要。
平成26年度特許委員会第1-1部会「拒絶査定不服審判、特許無効審判、並びにそれらの審決取消訴訟における記載要件判断に関する傾向」『パテント』69巻9号（2016）	明確性等の記載要件について、審査・審判・取消訴訟各段階の判断傾向を分析。 ¹¹	本件で本来再審理される明確性・実施可能要件について、正確なクレーム文言を前提とした段階的判断が必要であることを示す実務的背景資料。

とりわけ「大径角形鋼管」事件との比較が重要である。同最高裁判決は、訂正後の請求項について「同じ先行技術を用いれば結局無効になる可能性」があったとしても、訂正後発明について特許庁の第一次判断を経ず、裁判所がその判断を代替することを許さなかった。最高裁は、訂正後発明については改めて「まず特許庁における審判の手続によって」審理判断すべきであるとした。¹² 本件の被告が唱えた「補正後であっても結論は同じ」という主張を排斥する際にも、この制度思想が妥当する。

また、令和8年7月8日判決は、本件と同じ拒絶査定不服審判において、査定段階と審決段階で引用文献中の異なる物質を「吸収剤」と認定したことについて、同じ引用文献・実施例を利用しているにもかかわらず「発明の構成が異なる」以上、同じ拒絶理由とはいえないとした。¹³ 両判決を併せ読むと、令和8年の知財高裁には、**形式的に同じ引用文献、同じ拒絶条文、同じ結論であることよりも、その判断が対象とした具体的発明・具体的理由の同一性を重視する傾向が看取できる。**

評価・実務的含意と今後

判決を支持すべき根拠。 第一に、本判決は特許請求の範囲の法的機能を正面から捉えている。特許性の審査対象は抽象的な「技術思想」一般ではなく、最終的に有効な請求項によって特定された発明である。特許庁の審査基準も、特許要件判断に先立ち本願発明を把握・確定することを要求する。⁵ 有効な補正によって請求項が変わった以上、旧請求項について高度に精緻な明確性・進歩性判断をしても、新請求項に対する審決とはならない。

第二に、結果同一性を理由に瑕疵を治癒することを認めれば、審決取消訴訟において特許庁長官が訴訟段階で初めて補正後発明について完全な拒絶理由を構成し、裁判所がそれを第一次的に認定する余地が広がる。これはメリヤス編機事件及び大径角形鋼管事件が重視した専門行政庁の先行審理という制度構造を弱める。¹⁴ 特に技術的判断を伴う明確性、実施可能要件、進歩性については、補正後発明に対する審判合議体の判断を先行させる利益は大きい。

第三に、本件では誤った文言が一度だけ現れたのではない。明確性判断、相違点認定、技術的意義、引用文献2との対応、出願人主張への応答にわたって反復されている（判決9～11頁）。¹⁵ したがって「単純なコピー・アンド・ペースト上の誤記」と評価することは困難であり、審理対象そのものの取り違えとした事実認定には十分な合理性がある。

批判可能な点。 他方、本判決の理由付けは簡潔に過ぎる面がある。裁判所は「審理判断の対象を異にする以上、これが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らか」と述べるのみで、①あらゆるクレーム版の取り違えが当然に取消事由となるのか、②誤引用は旧文言でも実際の技術的評価が新文言についてされていた場合はどうか、③変更部分が明らかに争点と無関係な場合にも同じか、という**可逆的瑕疵と無害な誤記の境界**を明示しない（判決11頁）。¹⁶

この点、被告の主張には一定の理論的意味があった。構成Aと構成Bとの関係が曖昧であるという明確性上の問題や、引用発明1への引用文献2の適用可能性という進歩性の中心問題は、補正前後で共通すると見る余地がある（判決8～9頁）。¹⁴したがって裁判所が、単に「対象が違う」とするだけでなく、例えば「温度上昇値」から「動作時温度」への変更が引用発明との対比や実施可能性判断にどのように影響し得るかを一段具体的に説明していれば、判例としての射程はより明瞭になったであろう。

もっとも、この批判は結論を覆すほどではない。本件では前述のとおり、補正によって判定対象が相対的な「温度上昇値」から「動作時の温度」へ変わっている。しかも審決の進歩性判断は、引用文献2について「温度上昇値」も同様の作用を奏するとの推論を明示的に用いていた（判決5頁）。¹⁵したがって、本件は「どちらの文言でも結論が明白に同じ」という典型的無害誤記事案とは距離がある。

実務的含意。 出願人・代理人側では、審決を受領した際、取消事由の検討を進歩性等の実体論から始めるだけでは足りない。まず、①審決時点の最終請求項、②審決が「本願発明」として掲げる請求項、③各拒絶理由の具体的判断部分で引用される請求項文言、④一致点・相違点、⑤出願人の意見書への応答、を横断して**クレーム・バージョン監査**を行うべきである。本件は、請求項全文ではなく一部分の旧文言残存であっても、それが推論過程全体に及べば独立した取消事由になり得ることを示す。¹⁶

訴訟戦略上も、旧クレーム使用を発見した場合には「単なる誤記」論への反論をあらかじめ構成する必要がある。具体的には、旧文言が①発明の要旨認定、②相違点認定、③引用例の対応付け、④作用効果、⑤記載要件の判断、⑥当事者主張への応答のうち何箇所にも現れるかを示し、**誤記の量ではなく、判断構造への浸透度**を立証するのが有効である。本判決が複数箇所の記載を逐一検討したことは、その訴訟技法を示唆する（判決9～11頁）。¹⁷

特許庁側では、審決起案時に「最終クレーム・スナップショット」を固定し、審決中の引用文言を当該版と自動照合する運用が有効である。JPOは2026年にも審査・審判の品質向上を政策課題として掲げ、五庁審判部会合では品質向上とAI・デジタル化による業務効率化を議論している。¹⁸ 本件類型は、法改正よりもまず、バージョン管理、差分検出、審決最終チェックといった品質管理上の措置で予防しやすい性質を有する。

差戻し後の留意点。 特許法181条2項の制度構造上、取消判決確定後は審判官が更に審理して審決をすることになる。¹⁹ したがって、本判決は原告に特許付与を命じたものではなく、明確性・実施可能要件・進歩性について原告勝訴を確定したものでもない。差戻し後、特許庁は補正後請求項1を正確な対象としてこれらの要件を改めて判断できる。実務上、本判決の直接的効果は「特許取得」ではなく、**正しい発明について審判合議体による第一次判断を受ける地位の回復**と理解すべきである。判決自体も実体要件について最終判断を示していない（判決11頁）。²⁰

改正立法の必要性。 本件だけから特許法改正の必要性を導くことには慎重であるべきである。現行法には補正制度（17条の2）、審判段階で異なる拒絶理由を発見した場合の手続保障（159条2項・50条）、審決取消訴訟（178条以下）、取消し後の再審理（181条2項）が既に存在する。²¹ 問題は法権限の欠缺ではなく、成立した補正を審決理由に正確に反映できなかった運用上のエラーであるから、現段階では審判便覧・内部品質管理・情報システムによる対処の方が比例的である。JPOは現に審判実務者研究会を継続し、裁判官・弁護士・弁理士・審判官を交えた審決・判決の検討を行っている。²²

ただし、同種事案が反復する場合には、審決書に「判断対象とする請求項の基準日・補正書提出日」を明示する制度、又は審決生成システム上、最終請求項以外を参照した場合に警告を出す仕組みを制度化する余地はある。これは必ずしも法律事項ではなく、省令・審判便覧・システム運用レベルで実施可能な領域が大きいと考えられる。

上級審で争点化し得る点。 アップロードされた判決及び判決要旨には、本判決に対する上告・上告受理申立ての有無は記載されていないため、その点は**未記載**である。²³ ²⁴

仮に将来最高裁レベルで一般法理化されるとすれば、中心となるのは、補正前クレームを参照した審決が取消事由となる基準であろう。

具体的には、今後の判例で少なくとも三つの境界が問題となり得る。第一は、**単純な転記ミスと審理対象の取り違えとの区別**である。本判決からは、判断理由全体への旧文言の反復・浸透が重要な指標になると推測できる。第二は、**結果影響性の判断基準**であり、本判決の「対象を異にする以上、影響は明らか」という表現をカテゴリーのルールと読むのか、具体的変更内容の重要性を別途審査するのが問題となる。第三は、**訴訟段階での治癒可能性**である。メリヤス編機事件及び大径角形鋼管事件の法理からは、正しい発明について特許庁の第一次判断が欠ける場合に裁判所が実体判断を代替することには強い制約があると解するのが自然である。¹⁴

この点で、本判決は令和8年7月8日知財高裁判決とも一連の流れを形成し得る。同判決が「拒絶査定と審決が形式上同じ引用例に基づく」ことより、出願人が実際に防御すべき具体的な拒絶理由の同一性を重視したのに対し、本判決は「審決中に補正後請求項の表示がある」ことより、実際の判断対象となった具体的請求項の同一性を重視した。⁸ これは、拒絶査定不服審判における手続的適正を、形式ではなく実質から審査する方向として注目に値する。

結語・参考文献

本判決は、一見すると審決書に旧クレームが残ったという特殊な事務的事故を扱う判決である。しかし、その法的意義はより一般的である。**特許要件判断には、まず有効な最終クレームによって「何が審理対象か」を確定することが必要であり、対象を誤った判断は、後続する実体判断がどれほど詳細であっても正しい審決にはならないという原則を明瞭に示したからである。**JPOの審査基準が発明認定を特許要件判断の前提とすることとも一致する。⁵

また、本件では「温度上昇値」から「動作時温度」への補正がなされており、その差異は実際の進歩性・明確性判断に影響し得るものであった。したがって、結論として審決取消しを命じ、補正後発明の実体判断を特許庁に戻したことは、特許庁の専門的第一次判断、出願人の手続保障、審決取消訴訟の制度的限界をいずれも尊重するものとして妥当である。^{filecite turn0file0} 最大判昭和51年3月10日及び最三判平成11年3月9日の系譜からみても、裁判所自身が補正後発明について「どうせ同じ結論になる」と判断して審決を維持するより、正しい対象について審判をやり直させる方が制度整合的である。¹⁴

他方、「審理対象を異にする以上、結論への影響は明らか」とする判示が、将来、いかなる旧文言の残存にも機械的に適用されるべきではない。本件の先例価値を適切に限定するなら、①有効な補正が存在し、②新旧クレームに実質的差異があり、③審決の複数の実質的判断部分が旧クレームに依拠し、④正しいクレームについて特許庁の第一次判断が存在しない、という諸要素を総合した事例判決と理解するのが妥当である。このような理解であれば、真に無害な誤植を取消事由化することなく、本判決が守ろうとした審理対象の同一性を確保できる。

主要一次資料・参考文献

知的財産高等裁判所第2部令和8年9月9日判決・令和8年（行ケ）第10016号、審決取消請求事件（本件判決。特に2～5頁、8～11頁）。^{filecite turn0file0}

知的財産高等裁判所「判決要旨」令和8年（行ケ）第10016号、令和8年9月9日（関連条文：特許法178条1項、181条1項）。^{filecite turn0file1}

最高裁大法廷昭和51年3月10日判決・昭和42年（行ツ）第28号、民集30巻2号79頁、判例時報806号13頁〔メリヤス編機事件〕。審決取消訴訟における審理範囲に関する基本判例。²

最高裁第三小法廷平成11年3月9日判決・平成7年（行ツ）第204号、民集53巻3号303頁〔大径角形鋼管事件〕。訂正後発明について特許庁の第一次的審理を要求した点で本件との理論的関連性が特に高い。 6

知的財産高等裁判所令和8年7月8日判決・令和7年（行ケ）第10081号〔二酸化炭素を電気化学還元する方法事件〕。特許法159条2項・50条違反を理由とする拒絶審決取消事例。 8

知的財産高等裁判所令和6年1月22日判決・令和5年（行ケ）第10024号〔経皮的分析物センサを適用するためのアプリケーション事件〕。併せて「判決紹介 最近の判決から」『特技懇』314号91～103頁（2024）。 19

森義之「審決取消訴訟の審理範囲〔メリヤス編機〕」『特許判例百選〔第6版〕』別冊ジュリスト275号176頁（有斐閣、2026）。 10

沖本一暁「知っておきたい主要判決（24）『メリヤス編機』事件と関連判決」『パテント』53巻7号60～64頁（2000）。 20

君嶋祐子「特許無効とその手続（三）」『法学研究』69巻7号17～72頁（1996）。審決取消訴訟の構造、審理範囲、判決効を体系的に扱う。 9

平成26年度特許委員会第1-1部会「拒絶査定不服審判、特許無効審判、並びにそれらの審決取消訴訟における記載要件判断に関する傾向」『パテント』69巻9号（2016）。 11

特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅰ部第2章「審査の手順」——特許要件判断の前提としての「本願発明の認定」を明示する。 5

特許庁『特許・実用新案審査基準』関連規定・特許法17条の2、及び特許庁『審判便覧（第20版）』。補正・審判実務を検討する際の基本資料である。 21

特許庁『ステータスレポート2026』、特許庁「五庁審判部ハイレベル会合を開催しました」（2026年6月23日）、特許庁「審判実務者研究会2025を開催し、報告書を公表しました」（2026年3月19日）。審査・審判の品質管理及びデジタル化をめぐる現在の政策動向を示す。 22

1 特許法 | e-Gov 法令検索

https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000121/20201001_501AC0000000003?utm_source=chatgpt.com

2 14 最大判昭和51年3月10日

https://www.ne.jp/asahi/nara/phoenix/ScourtS51-03-10.html?utm_source=chatgpt.com

3 17 21 【第Ⅰ部】 審査総論 関連規定 | 特許・実用新案 審査基準

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/01_9900.html?utm_source=chatgpt.com

4 5 【第Ⅰ部】 審査総論 第2章 審査の手順 | 特許・実用新案 審査基準

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/01_0200.html?utm_source=chatgpt.com

6 最判平成11年3月9日

https://www.ne.jp/asahi/nara/phoenix/ScourtH11-03-09.html?utm_source=chatgpt.com

7 19 判決紹介 最近の判決から：令和5年(行ケ)第10024号(経皮的分析物センサを適用するためのアプリケーション、および関連した製造方法)(不服2021-17054号)令和6年1月22日判決言渡、知的財産高等裁判所第2部 | NDLサーチ | 国立国会図書館

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I033779082?utm_source=chatgpt.com

8 13 特許 令和7年（行ケ）第10081号

「二酸化炭素を電気化学還元する方法」
(知的財産高等裁判所 令和8年7月8日)

https://ipforce.jp/articles/soei-patent/hanketsu/2026-09-02-10461?utm_source=chatgpt.com

9 特許無効とその手続(三) | CiNii Research

https://cir.nii.ac.jp/crid/1050001338954086144?utm_source=chatgpt.com

10 審決取消訴訟の審理範囲〔メリヤス編機〕 | 有斐閣Online

https://yuhikaku.com/articles/-/57562?utm_source=chatgpt.com

11 拒絶査定不服審判,特許無効審判,並びにそれらの審決取消訴訟における記載要件判断に関する傾向 | CiNii Research

https://cir.nii.ac.jp/crid/2050588892089528064?utm_source=chatgpt.com

12 Q.Urah's HOMEPAGE 最判平成11年3月9日民集53巻3号303頁

https://www.qurah.net/judgment/minshu53-3-303-3.html?utm_source=chatgpt.com

15 22 五庁審判部ハイレベル会合を開催しました | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202606/2026062301.html?utm_source=chatgpt.com

16 イウリス | 特許法 - 第百八十一条 - 審決又は決定の取消し

[https://iuris.jp/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95-](https://iuris.jp/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95-%E7%AC%AC%E7%99%BE%E5%85%AB%E5%8D%81%E4%B8%80%E6%9D%A1-%E5%AF%A9%E6%B1%BA%E5%8F%88%E3%81%AF%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AE%E5%8F%96%E6%B6%88%E3%81%97/jpn/a/39997?utm_source=chatgpt.com)

[https://iuris.jp/%E7%AC%AC%E7%99%BE%E5%85%AB%E5%8D%81%E4%B8%80%E6%9D%A1-](https://iuris.jp/%E7%AC%AC%E7%99%BE%E5%85%AB%E5%8D%81%E4%B8%80%E6%9D%A1-%E5%AF%A9%E6%B1%BA%E5%8F%88%E3%81%AF%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AE%E5%8F%96%E6%B6%88%E3%81%97/jpn/a/39997?utm_source=chatgpt.com)

https://iuris.jp/%E5%AF%A9%E6%B1%BA%E5%8F%88%E3%81%AF%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AE%E5%8F%96%E6%B6%88%E3%81%97/jpn/a/39997?utm_source=chatgpt.com

18 審判実務者研究会2025を開催し、報告書を公表しました | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202603/2026031901.html?utm_source=chatgpt.com

20 知っておきたい主要判決(24)「メリヤス編機」事件と関連判決--昭和51年3月10日最高裁大法廷判決--審決取消訴訟における審理範囲 | CiNii Research

https://cir.nii.ac.jp/crid/1523388080218675712?utm_source=chatgpt.com